

平成27年度第2回墨田区障害者施策推進協議会 議事要旨

日 時 平成28年2月16日(火)午前10時～11時30分

場 所 区議会第一委員会室(庁舎17階)

1 開 会

2 議 題

障害者差別解消法について

(法概要、墨田区職員対応要領等について)

3 閉 会

(資 料)

・事前送付分

資料1 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)の
平成28年度施行に伴う対応について

資料2 墨田区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)

参考 パンフレット「障害者差別解消法が制定されました」

・当日配布分

資料3 障害者差別解消法施行に係る障害者福祉課の対応

墨田区施策推進協議会委員

氏 名	所 属	出欠
三 宅 裕	墨田区障害者団体連合会	出席
浅 岡 ミサ子	〃	出席
荘 司 康 男	〃	出席
前 田 君 代	〃	出席
小 宮 隆 仁	〃	出席
三 浦 八重子	〃	出席
小久保 登美子	墨田区知的障害者相談員	出席
中 武 繁 明	墨田区身体障害者相談員	出席
小 林 敬 子	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
大屋 善次郎	墨田区社会福祉協議会	出席
笹 生 依志夫	障害福祉サービス事業者・墨田区障害者審査会委員	出席
松 本 ひさし	墨田区議会議員	出席
坂 井 ユカコ	〃	出席
高 橋 正 利	〃	出席
は ら つとむ	〃	出席
井 上 ノエミ	〃	出席
渋 田 ちしゅう	〃	出席
磯 部 淳 子	東京都立墨田特別支援学校長	欠席
田 谷 至 克	特別支援学級設置中学校代表（寺島中学校長）	出席
西 森 博	墨田公共職業安定所 職業相談部長	出席
北 村 淳 子	墨田区保健所所長	欠席

会長

（敬称略）

事務局出席者

青木福祉保健部長

小板橋障害者福祉課長

池田厚生課長

岸川保健計画課長事務取扱参事

1 開 会

小板橋障害者福祉課長 挨拶 省略

青木福祉保健部長 挨拶 省略

2 議 題

大屋会長 挨拶 省略

小板橋課長 障害者差別解消法について 省略

質疑応答

(A 委員) 知的障害の場合、障害の見えにくさがあり、対応が難しいと思う。対応要領にも身体の方の対応が多く、知的障害の方のケースはあまり載っていない。

パンフレットにルビを振る、わかりやすい言葉遣いにする等、他の人と同じように理解できるよう、工夫をお願いしたい。

(小板橋課長) 対応要領に係る留意事項には、知的障害の方を対象に書かせていただいた部分もある。合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例として(第6 二の)(五) 必ずしも知的障害者がというわけではないが、理解を助けるようにカード等を用いるという例を挙げさせていただいている。また、(七)(八)(九)にも配慮をうたわせていただいている。様々な障害をお持ちの方を対象に記述させていただいているところである。

今後具体的な例があれば、職員に周知をしていきたいと思っている。

パンフレットについては、知的障害の方にもわかりやすいような工夫をしていきたいと思っている。

(B 委員) パンフレットや講演会の開催に関連する予算額はどの程度か。

また、地域自立支援協議会と障害者差別解消支援地域協議会について、具体的に墨田区はどのように考えているのか。協議会と専門部会の関連として、メンバーの兼任の可能性があると思うが、わかりやすい説明をお願いします。

(小板橋課長) 予算については、課で進める事業においては174万円を計上している。その中で普及啓発ということで、パンフレットの作成や講演会講師の謝礼を支払う。講演会の開催回数やパンフレットのページ数、部数等、具体的な内容についてはこれから詰めさせていただく。その他消耗品の購入、手話通訳の派遣費用を含めさせていただいているところである。

協議会についてであるが、法では障害者差別解消支援地域協議会を設置したほうがよいとされている。組織の形態については、既存のものを活用してもよいという話がある。そこで、私どもは地域の中で様々な障害者の自立を支援するために、事業者や関係者に集まっていただく地域自立支援協議会を

持っているので、その中に部会を作り、活用し、協議会の代わりをさせていただくということを考えている。きちんとした協議会よりも機動的に動きたいと考えているので、今、主だったメンバーとして考えているのは、まず障害者団体に入っただき、随時関係する機関には流動的に関わっていただく。

(B 委員) 174万という数字の算定根拠をお願いしたい。また、「地域」自立支援協議会ということなので、自治会や町会等の地域の方の声もあってしかるべきだと思うが、いかがか。

(小坂橋課長) 6,000部のパンフレットと講演会3回を見込んでいる。あくまで予算上のことなので、講演会を1回にまとめて大きな規模で実施するということもありうる。

地域の方ということで、民生委員や社会福祉協議会の方に部会に入っただきことも考えている。集まっただき会議によってメンバー構成を変えて進めていきたい。

(C 委員) 育成委員の方からの要望では、ぜひこの法律を普及してほしいとのことである。方法としては、小学校、中学校で教育していく機会を持たないか。

合理的配慮という点で、例えば墨田区議会の本会議の生放送では音声はあるが手話がないので聴覚障害の方にはわからない。合理的配慮を考えるなら、手話の放送のある状態にすべきではないか。

(小坂橋課長) 学校教育においては、教育委員会の問題であるので、あまりお話しはできないが、教育委員会では人権教育をすでに行っており、そこに差別解消法の内容を含めていきたいという話も聞いている。

さらには、差別解消法という形でやるのか、障害者理解という形で進めていく方がよいのかという問題もあるかと思う。

区議会では、合理的配慮について、28年度、区議会本会議場、委員会室における磁気ループの設置をすると聞いている。

(C 委員) 法律の考え方からすると、手話通訳者が常にいて、放送で流すという形が合理的配慮ではないか。

(小坂橋課長) この法律では、障害者の方から申し出があった時に、合理的配慮をするというものである。例えば聴覚障害の方が本会議の傍聴に行くから、手話通訳者を用意する、というようなことであり、現時点でも仮にそのようなお話があれば対応は可能である。合理的配慮はしていると言える。

また、一歩進めて、環境整備ということで、大きな講演会などでは、申し出がなくても手話通訳者を用意するというをしている。

(D 委員) 一般の事業者への告知はどのような方法で行うのか。

また、先般、障害者災害対応力強化事業の報告会に参加したが、今回差別

解消法に関する講演会等を行っていく中で、情報を発信していくことが結果的に差別解消法の啓発につながると思う。そのため、講演会の前段にこのような報告会を行って、障害者の生の声を伝える場を増やしてはと思うが、いかがか。

(小坂橋課長) 事業者への告知だが、国のそれぞれの機関が事業者向けの対応指針というものを定めており、国のルートの中でそれぞれの業界に告知されていくことになる。私どもが作成するパンフレットにも、事業者の方はこういう配慮をしてほしいという文言を盛り込む予定である。細かくそれぞれの業界ごとにはできないので、大枠での告知、PRになる。

障害者の方々のご意見を講演会の前段にという話だが、実際に障害者の方にお話しただけならば迫力があると思うし、そのような工夫も考えたいと思う。

(E 委員) 法的義務を負う行政機関の研修を行うこと、それから、一般の方からすると障害者の方は縁遠いので、これを契機として周知を行うのが大事である。障害者差別解消法を理解するというよりも、障害者の方の存在を理解することが大事だと思っているところである。

そこで、職員の研修、周知の活動は4月1日の施行までにどのような形で終わるようスケジュールを組まれているのか。それから、周知のタイミングはいつになるのか。

育成委員会等の協力は不可欠だが、今からどのような協力を得られるのか。様々な形で啓発活動はできると思うが、教育委員会に任せきりになるのではなく、所管の方から提案もしてほしい。

(小坂橋課長) 職員に対する周知は、3月下旬の説明会の中で、各部署に対して漏れのない対応をお願いしていく。

4月になれば外部向けにPRを進めていくことになるが、HP等を活用しながら、例えば職員対応要領を公開する等していきたいと考えている。

職員に対する研修については、新任研修等に差別解消法を含める等の形で対応したいと考えている。全体的な話では、講演会で広く周知を行う。

関係機関に対する周知は、民生委員の方には協議会で話をさせていただく。ご意見をいただいた育成委員等を通じての啓発については、所管と話をし、よい周知の方法を考えていきたいと思っている。

(F 委員) 相談体制の中で、精神障害の方は障害者福祉課に行けばいいのか、あるいは各保健センターに行けばいいのか。

(小坂橋課長) 近い窓口に行ってもらえばと思う。普段関係の深い保健センターに行ってもよいし、私ども障害者福祉課に来ていただいてもよい。

(G 委員) 研修だが、新人研修は丁寧にわかりやすいものをお願いしたい。

資料3は同じように送っていただきたかったのだが、後から作成されたのか。

資料3の関連事業に関わってくると思うが、高齢者の話だが、文花出張所にスロープの案内がなかった。高齢者、障害者の目線で取り組みをお願いしたい。

(小坂橋課長) 研修については、そのようにやらせていただきたいと思う。

資料3には来年度から取り組む事業が含まれており、予算発表前だったという事情もあり、本日配布とさせていただいた。

それぞれの目線で点検をしていくのは重要なことであると考えるので、職員説明会の中でこの話をし、各所管に依頼したいと思う。

(A 委員) 障害者という呼び方はどうなのか。障害を持つ人、であるとか、法律以外ではそういった表記にさせていただけるとありがたい。

「障害者」のような決めつける言葉を用いず、配慮してもらいたい。

(小坂橋課長) 私も悩んでいる部分である。障害者の害の字の問題もある。広報の中では障害をお持ちの方と表現することもあるので、配慮していきたい。

(H 委員) 先日新聞に載っていたことだが、差別解消法の施行が迫っている段階で、まだまだ行政側の準備が足りないという記事があった。しかし本日資料を見て、準備が進んでいるなど感じ安心している。

資料2の第4条のところだが、我々は手話で話をするので、相談に行っても、すぐに相談ができないということになる。できれば手話を覚えていただくと大変ありがたい。

今、手話講習会が毎年開催されている。聞こえない人に対する理解が進んだという人も多い。この観点から、学校の科目の中に、英語など言語学があるように、手話という言語を取り入れてほしい。

聴覚障害者はコミュニケーション面で不利なことが多い。4月1日からは改善されるかどうか、不安を持っている。

(小坂橋課長) 職員への手話研修だが、なかなか窓口でパッと対応するレベルまで、ということ難しい。障害者福祉課には手話のできる職員がいるので、そちらにたなくということをお願いできればと思う。

手話を学校教育に取り入れるとなると、かなり遠いステップであるが、そういう意見があるということは教育委員会にもお伝えさせていただく。

(I 委員) 全盲の方向けには、点字か音声での案内をお願いしたい。また、障害者福祉課なのだから、点字を打てる人がいてほしい。

また、案内の時に「あっち」「こっち」という指示をよく受けるが、これはやめてほしい。

福祉課職員の知識の定着のため、長い目で見て、長期の配属としてほしい。

日常生活用具、補装具の補助される種類を増やしてほしい。

(小坂橋課長) 点字、音声案内については、合理的配慮の所でも触れたので、対応が進むようにさせていただきたいと思う。日常生活用具等については別途相談をいただければと思う。見直しも行っているところである。

(J 委員) 車椅子でもタクシーに乗れる、ユニバーサルタクシーの普及に向けて、墨田区はどのような対応をされているか。

墨田区障害者審査会とはどのような活動をされているのか。

(小坂橋課長) ユニバーサルタクシーについては、区としては特に対応をしていない。情報収集をしていきたい。

障害者審査会は、障害者総合支援法の様々なサービスを受ける際に、支援区分の判定を行うものである。

(K 委員) 段差が少なくなってきたおり、車椅子でも移動しやすくなっている。バスでも対応が進んでいると感じる。

だれでもトイレであるが、おむつ替えのためのベッドをつけてほしい。都営地下鉄の駅のトイレの中にユニバーサルベッドを作ってほしいと要望を出しているが、なかなか実現しない。

(小坂橋課長) 所管にそのような意見があったことを伝えたい。

(L 委員) 子供に啓発を、世の中にはいろんな人がいるのだということを教えてほしい。

順番の入れ替えは容易にするべきではない。社会的に生きていくためには、ルールを守ることを伝えることも必要である。

知的1度、2度の方にはタクシー券が配られているが、3度、4度の方でもてんかん発作などがあるので、タクシー券を配布してほしい。

(小坂橋課長) 障害といっても様々であり、個別に対応していくしかない部分がある。

タクシー券については、重度の、自力での移動が困難な方を対象に、という趣旨でやっているのだから、なかなか対象を広げるのは難しいと思う。

(M 委員) 2年目の若手職員を対象に福祉体験研修を行っており、理解が深まったという意見をいただいているが、やっているのは3障害のうち身体のみである。時間があれば精神についてもやっていきたいと考えている。

職員に対する研修もさることながら、一般への周知も大事である。トラックの事故で視覚障害の人が亡くなった事例がある。近隣住民にうるさいと言われたからということで、トラックのバック時の音声を消していたことが原因である。音声信号やバス案内でも同じようなことが起きている。視覚障害者にとって音は命であるということの周知が必要である。

合理的配慮を施すうえで、手話通訳者がこれから必要になってくると思うが、絶対数が足りていない。通訳者の裾野を広げる意味でも、手話も言語と

されているのだから、学校教育の中で位置づけてほしい。

(小坂橋課長) 障害者理解については障害者団体連合会とスクラムを組んでやらせていただきたい。

この法律は進化していく法律だと思っている。徐々に合理的な配慮をしていく中で環境が整っていくということになるので、法律への対応を今後も考えていきたい。

(N 委員) 合理的な配慮というのはあくまでも個別のケースごとにとということがあるので、1回きりの勉強会で終わらせるのではなく、個別のケースを検討しながら、法律を進化させることが大事だと考えている。

(O 委員) 手話通訳者が少ない、福祉全般で担い手が少ない現状がある。やはり子供の時から理解を進めていかなければならないのだと痛感している。

(B 委員) 要領第3条、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においてとあるが、過去に障害者からそのような意思の表明があったか。

性同一性障害について、墨田区の考え方を伺いたい。

第5条、相談体制の整備についてだが、その他の関係者とは具体的にどのような者を指すのか。

第5条第2項、FAXや電子メールについては、相談内容によっては誰でも見てよいものではないと思うが、受信側の対応について、区の考え方を示しいただきたい。

第6(7)、災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急放送を聞くことが難しい...とあるが、実際に避難訓練でどのように行われたのか教えてほしい。

第6 二(3)、視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供するとあるが、具体的な説明をお願いしたい。

(小坂橋課長) 第3条だが、色々な現場で対応があると思う。

性同一性障害については、いわゆる人権差別の問題であり、少し違う分野の話であると思う。人権啓発基本計画の中で区の考え方が記載されている。

その他の関係者だが、例えば民生委員等、障害者に近い方からの相談ということになる。

受信の対応は、相談事例なので、外部に漏れないような対応をしていきたいと考えている。

防災訓練の際の電光掲示板等の利用だが、特に具体的な想定をして行ったということはない。庁内の訓練であるので、こういった想定をするかどうかを含め、このような話があったことを総務課のほうにお伝えしたい。

電子データをテキスト形式でという話だが、音声読み上げができるような形式でお渡しするということである。

(H 委員) 観光スポットであるが、外国人のための文字表記はいろいろなものがあると思う。ろう者にとっては、説明書きの文章となるとお手上げの状態である。その代わりに、国際手話というものがあるが、世界に共通する手話ということで、都の方で力を入れて普及しているところである。区の方でも国際手話を普及していただけるとありがたい。

高齢者と障害者は別枠だと思うが、高齢者と障害者が一緒になると、障害者が押しやられてしまう。

(小坂橋課長) 今のご意見については、参考にさせていただければと思う。

(大屋会長) 大変貴重な意見を多数頂戴した。以上をもって議事を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(小坂橋課長) 本日は貴重なご意見をありがとうございました。私どもも非常に参考になった。差別解消法については、いただいたご意見を参考にさせていただきながら進めていきたいと思う。

今年度の協議会については以上である。また来年度、計画推進の中で、7月ごろに開催を予定させていただく。どうもありがとうございました。